

富良野市新規就業移住支援金等交付事業 申請要件チェック表

以下の1～3（世帯加算、こども加算に該当する場合は4も含む）の全てに該当する方が対象となります。

【 1. 申請者の要件 】

- 年齢が40歳未満（申請時点）
※39歳以下であり40歳は含まれません
※ただし、市が指定する特定業種へ就職する場合や、こども加算の該当となる場合は、年齢が50歳未満も対象
- 日本人 または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を持っている
- 富良野市UIJターン新規就業支援事業における移住支援金の交付対象ではない
- 生活保護法の規定による扶助や支援を受けていない
- 市区町村税を滞納していない
※富良野市へ移住する直前に居住していた市区町村税の滞納を含む
- 富良野市で、居住、就労し続ける意思がある

【 2. 移住の要件 】

- 令和6年（2024年）1月1日以降に、富良野市に転入（住民登録）した
※学生特例 … 住民票を移していないが大学、高校等の高等教育機関へ通学していた
- 転入前23ヵ月以上の期間、富良野市に住民登録されていなかった
- 転入前23ヵ月以上の期間、富良野沿線地域以外の市区町村に在住していた

【 3. 就業の要件 】

- 令和6年（2024年）1月1日以降に、次の要件に合致する雇用契約を結んでいる
 - L 就業時間が、週20時間以上である
 - L 1年を超える期間の雇用契約に基づいて対象事業所に就業し、申請時において在職している。ただし、雇用期間が1年以内であっても、就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」または「更新される場合がある旨」が明示されている。
- 就業した企業・事業所は次の要件に合致する
 - L 富良野市内にある法人（支店登記を含む）または個人事業者
 - L 雇用保険の適用事業主
 - L 採用面接前に、しごと情報サイト「フラノジョブスタイル」に企業情報または求人情報が掲載
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更等ではなく、新規の雇用である
- 就業者にとって2親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではない
- 対象就業先が官公庁等ではない
- 当該事業所に、継続して勤務する意思がある

【※ 加算の対象確認 】

- 特定業種加算 … 市が定める業種への就職（別途一覧表を確認）
- 世帯加算 … 申請時点で年齢が19歳以上の方を帯同して移住
- こども加算 … 申請時点で年齢が18歳未満の方を帯同して移住

【 4. 世帯に関する要件 】 ※世帯加算、こども加算に該当する場合は、世帯全員が以下の全てに該当すること

- 令和6年1月1日以降に、富良野市に転入（住民登録）した
- 転入前及び本事業の申請時点において、同一世帯に属していること
- 生活保護法の規定による扶助や支援を受けていないこと
- 暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- 申請時点において市区町村税を滞納していないこと
※富良野市へ移住する直前に居住していた市区町村における市区町村税の滞納を含む